

韓国に学ぶ 参加型社会への取組み

参加型システム研究所・日本協同組合総合研究所（略称 JC 総研）客員研究員 丸山 茂樹

はじめに

福祉国家(国家財政)と民間企業(成長戦略)だけでは、現代の社会問題の解決に追いつかない世界的な状況に対して、韓国やヨーロッパ諸国で取組んでいる第3セクターに関連するさまざまな法制化の動向があります。この中で今日は特に韓国における取組みを紹介したいと思います。

韓国では、社会的企業育成法制定（社会的弱者の企業奨励・2007年）、消費者生活協同組合法のICA原則（注）に基づいた全面改定（2010年）、協同組合基本法制定（2012年）などを経て、日本でNPO法ができたときにNPO設立ラッシュがありましたけど、それに似た、あるいはそれ以上の勢いで協同組合が作られつつあります。なぜそういうことになったのかという歴史的な経過を、リーマンショック直前の2007年から今年に至るまでの簡単な経過を追ってみたいと思います。

また、協同組合活性化支援条例（2013年）を制定したパク・ウォンスンソウル市長のイニシアティブによって昨年11月にソウルで開催されました「国際社会的経済フォーラム2013」で、全世界に社会的経済と協同組合と地方政府(自治体)の連帯を呼び掛けた「ソウル宣言」についてもお話ししたいと思います。

韓国の協同組合の設立ラッシュ

韓国で協同組合基本法ができたのは2012年12月ですが、その後だれも予想していなかったスピードで、毎日30件ぐらいの協同組合が設立しています。これまでに3,000団体を越え、毎日のように新聞等で報道されています。ソウル市に限っても1月5日に1,000団体を突破しました。1,000番目の協同組合は建築協同組合というので、これまたニュースになっています。なぜ韓国でこうした設立ラッシュがあるのかということをお簡単に申し上げますと、協同組合基本法の中に二つのカテゴリーがありまして、一つは「協同組合」、もう一つは「社会的協同組合」です。

協同組合は5人以上で法律に則していれば届け出制で設立できます。金融と保険以外のあらゆる業種で設立ができるということですから、理論的には農協でも生協でも漁協でもできます。しかし、一方で既存の農協、生協、漁協、森林組合、信用金庫、高麗人蔘協同組合などの法律は、今までどおり存続しています。けれど

も新しく協同組合を作りたい人は、今述べたように適法な事業内容で出資金が用意され、総会が行われれば、届け出だけで設立できるようになったのです。

もう一つの社会的協同組合は、政府が定める社会的目的を持ち、そのための事業高がその協同組合の多くを占めているという条件があります。企画財政部（日本でいう財務省）が認可すれば、いろいろな特典を受けられます。例えば、税金が安くなります。それから政府の発注、あるいは政府の施設の利用などで優遇を与えられます。つまり政府がやるべき社会福祉を、ある意味で一部分担するのだから、それにふさわしい優遇措置を受けるということになっています。こちらは認可の壁もあり、3,000の1割に満たないようです。

ソウル市の協同組合都市づくり政策の展開

2013年11月にソウル市で開催された「国際社会的経済フォーラム」のときに、ソウル市で新しい協同組合が次々に作られていることを、パク・ウォンスン市長自身が、映像を使って説明していましたが、それによるとソウル市では協同組合の支援体制と予算があります。支援体制は、広報関係、相談・教育・コンサルティング、協同組合生態系の造成（協同組合が設立し、活動しやすいような法律、補助金、指導等の環境を整える意味）、戦略分野の活性化——という4つの分野があり、2013年度予算総額は861.5億ウォン（約77億円）、総勢で21人のスタッフ態勢を整えていました。また今後新たに協同組合が発展する可能性のある分野として、共同育児、老人・障がい者・保育の世話焼きサービス、非営利の人権を保障する保健医療、住宅、伝統市場および商工業の協同組合化、退職したベビーブーマー世代による起業、バラバラに雇用されている非正規職や低所得者層による協同組合づくり（例えば清掃、警備、建築労働、学習塾、運転代理など）を掲げていました。こうした基本計画をソウル市が立て、これを担保するために2013年に「協同組合活性化支援条例」を制定したのです。

ところが実際に現場に行ってみますと、当局のほうで想像もできなかったような分野の協同組合が次々と出てきている状況になりました。どういうふうなこれを分類して支援策を展開していったら良いか、いろいろ学者たちを動員して研究したり議論をしているところです。例えば、金属加工してアクセサリなどを作っ

ている小さなお店が密集した地域がありますが、その人たちが集まって金属加工協同組合を作りました。それから韓国は現在小学校の4年生から英語が必修で、英語の時間は英語で教えなければいけないことになっているようで、外国から来たお嫁さんとか、英語のできる人たちが、個人で雇われたり、学習塾の教師をしていました。そうした人たちが集まって、英語教育協同組合というのを設立しました。協同組合が仕事を一括して受けるため、突然首切られたりするようなこともなく、一種のワーカーズ・コレクティブのワークシェア組織みたいなシステムを作って、成功例として表彰されていました。とにかくあらゆる領域で、営利企業でもないし、行政でもない領域を協同組合でいこうというブームになっています。

ですがちょっとやり過ぎではないかとも思っています。実際に一つの事業を、きちんと経営計画を立てて、資金計画を立てて、営業計画を立ててやっていくことを考えると、挫折も早いのではないかという懸念を持っています。

しかしながら、条例を作ったり社会的経済を育成するだけではなくて、協同組合研究所、私も理事をやっておりました農漁村社会研究所、いくつかの大学の社会的経済やNPOを研究している学者たち、既存の生協や農協が協力して、研究センターを作っています。それからコンサルティングをやる協同組合支援センターをソウル市内に設けましました。非常に大きな組織と、それから各地域ごとにきめ細かく指導する支援センターがありました。それらの現場に行って来ましたが、とにかく活気にあふれていました。そこで働いている人もこれまでの生協とか、貧困者の自活センターとか、いろんな社会運動的な活動や協同組合をやっていた人たちがそこに採用されてきて、公務員の天下りではないんです。半官半民って言いますか、ソウル市はお金は出すけれど、口は出さない、そういう組織が中間支援組織として活発に動いております。

パク・ウォンスン市長の作戦としては、これをもっともっと普遍化するって言いますか、一般化して、成功モデルをきちんと作って、失敗しそうな試行錯誤しそうなところには、成功モデルに学びなさいということを進めるために、派手やかな国際フォーラムをやるろうということで、先ほどお話した「国際社会的経済フォーラム2013」を開催しました。

協同組合基本法はなぜ生まれたのか

2007年に社会的企業育成法ができました。これは中道左派のノ・ムヒョン政権のときです。それから2010年に生協法の改正が行われました。これは私も詳しく研究したことがあるんですけど、アジアで

1995年のICA(国際協同組合同盟)の「協同組合のアイデンティティに関する声明」を、かなり忠実に受け入れた法律が、この韓国の生協法の特徴だと思います。これによって韓国の生協事業は非常に勇気づけられました。ちょうど日本の1970年代、80年代に日本の生協がぐいぐい成長したときに似たような状態が、2010年の少し前から今日にかけて続いています。

では、韓国のこうした動きの背景にはなにがあるのでしょうか。ヨーロッパでも、日本でも、韓国でも、これまでの保守党の、競争原理を働かせれば世の中は良くなるという、いわゆる新自由主義政策では、新しい貧困や新しい格差が発生して世の中はうまくいかない。イギリスではそれを批判して誕生した労働党のブレア政権が10年ぐらいつきましたし、フランスでも、ドイツでも、同じように労働党や社会民主党が権力を握るんですけど、政権を取ってみるとなかなかうまくいかない。そしてまた保守にでんぐり返されてしまう。韓国も10年間続いた中道左派のキム・デジュン政権(1998-2003年)とノ・ムヒョン政権(2003-2008年)が敗北します。これはなぜなのかという議論が世界的にあると思いますが、なかなか明快な回答が得られていません。

一方で格差がどんどん開いて社会矛盾が発生して、青少年がいじめたり殺し合ったり、暴動が起こったりするような社会の腐敗や犯罪が増える。だから保守政党といえども放置できない。そういう一つのコンセンサス(合意)の中で、韓国で協同組合基本法ができたと思います。この基本法ができるまでの間に、協同組合陣営は「基本法を作れ、もっと協同組合を重視しろ」といいました。それに対して保守党が彼らに主導権を取られないために自分たちの案を作りました。こうして対立している間に政府の企画財政部が、世界中の社会的企業や社会的協同組合について研究して、これならどうだという案を提示しました。それに対して協同組合陣営は30いくつかの団体が集まって意見書を提出し、一部取り入れられて現在の協同組合基本法ができたというプロセスがありました。

画期的な「ソウル宣言」

先ほどお話した「国際社会的経済フォーラム2013」(11/7)で、世界各地から協同組合をはじめ社会的企業や地方政府(自治体)等の関係者約500名が参加するなか、「ソウル宣言」が採択されました。

宣言のはじめには、それぞれの国を襲っている危機というのは世界危機なんだとしています。2008年のアメリカの金融危機に端を発して、2011年にはヨーロッパも財政危機に陥り、さらに近年ではアジアの新興諸国が金融不安になっているのは、間違いなく市場

原理主義への過度の傾斜、ほとんど規制のない金融世界化の結果であることは否定できないとしています。そして食料や円や金を買って、実際の世間で必要な実体経済の何倍かのマネーを転がすことによって富を奪っていくグローバルな資本が、富者と貧者の格差拡大、そして貧者が社会的排除に遭い、苦しんでいる結果をもたらしているということを主張しています。

もう一つは、こうした問題に対する回答は、社会的経済というセクターを強くする以外にはないということで、2番目に社会的経済はなぜ重要かということを書いていきます。それも抽象的でなく、教育とか、福祉とか、保健とか、介護など社会サービスの提供を、国家が一元的にやったり、営利企業に任すのではなく、市民の参加型でやるのが重要であると述べています。こうした社会的経済は、草の根の参加型民主主義が、地域、地域に土台を持って発生しなければ解決しません。しかしそれは同時に国際的な連帯も欠かせません。だから自分のところだけで連帯している内向な組織に対して批判をしていると同時に、大風呂敷を広げて大きな論陣を張るけれど、具体的な実践はなんにも展開していない、両方を実は批判しています。韓国の原州(ウォンジュ)には、協同組合地域社会じゃないかと言われているぐらい、協同組合間の連帯がうまくいっている地域があります。韓国人たちはどちらかっていうと草の根派なんです。一方フランス系の人たちは、大風呂敷派なんです。随分論争があったようです。しかし、みんな参加型民主主義でグローバルな社会的経済のネットワークを目指すことは一致していました。それで「ソウル宣言」が情報交換や、単なる宣言に終わらないために、具体的で、実践的で、しかも時間軸も明確にした行動計画を10項目にまとめて宣言に盛り込みました。

行動主体は、民間、地方政府、共同体、協同組合などが、それぞれの主体を大切に認めながら、ネットワークしていく必要があるとしています。特に地方政府(自治体)を巻き込まないと成功しないと言っていることは画期的だと思います。これからさまざまな社会的企業が自治体(地方政府)と連帯しなければいけないことを意味しています。

10項目のなかでは、社会的経済についての認識を高めるための学習のプログラムづくりを定めています。これも重要です。皆さんはICAの協同組合原則だとか、もちろん読まれていると思いますけれど、あれ一般の人にそのまま示しても、全然ちんぷんかんぷんです。高校生や大学生が分かるような、あるいは職場で話をするときに分かるような共通のプログラムを開発し、それをそれぞれの国や地域、自治体で共有して、その社会教育プログラムを活発に活用するために人的交流

をやりましようとしています。決して国の政策だとか、一般の社会で行われている経済政策と角突き合わせるのではなくて、第3セクターが活躍しやすいような環境を作っていくことをめざし、1年以内にグローバル社会的経済の協議体を創設する総会を開くことが明記されています。

また、そのためにリアルタイムで意見交換ができるような、インターネットの仕組みを作ること、そのためにソウルに臨時事務局を置くことを提案しています。さらにわれわれは協同組合とか社会的企業だけではなくグローバルな協議体の形成を支援するためには女性団体、労働団体、環境団体など社会的経済の多様な運動も、準備過程から参加することを謳っています。イギリスではチャリティーという慈善団体が大きな力を持っていますが、ここが入ってないのはけしからんという意見が出まして、チャリティーも入りました。

以上、ご紹介しましたように2014年中に創立大会を開こうという提案があるのだから、日本でも国内で1,000人、2,000人規模のプレフォーラムを開いて、10か20ぐらいの分科会でも開いて、経験と実績をまとめ、ソウルに出掛けて行けたらいいなということで、生協、大学、中小企業の協同組合にも提案していこうと思っております。

最後になりますが、今年6月4日の統一地方選挙で、パク・ウォンスンソウル市長が再選されれば、マネー資本主義に対するオルタナティブとして、東アジア全体に大きな影響を与えるのではないかと期待しています。(まるやま しげき)

注) 1937年に制定された「協同組合原則」が(以降、数次にわたり改定)、1995年の国際協同組合同盟(ICA)の総会において、新たに「定義」「価値」を加え、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」として採択されました。

1995年のICA原則は、「自発的で開かれた組合員制」「組合員による民主的管理」「組合員の経済的参加」「自治と自立」「教育、研修および広報」「協同組合間の協同」「地域社会(コミュニティ)への関与」の7項目で構成されています。

